

<2ページ>

「2020年度ごみ減量
サポーター活動報告
書・アンケート」特集

<3ページ>

「2020年度ごみ減量
サポーター活動報告
書・アンケート」特集

<4ページ>

「2020年度ごみ減量
サポーター活動報告
書・アンケート」特集

<4ページ>

生ごみを減らしませんか？～生ごみ処理機等の購入費用を補助しています～

ごみ減量サポーターニュース

発行：町田市環境資源部3R推進課

新たに123名の方が「ごみ減量サポーター」として委嘱されました！

新たに123名の方が「ごみ減量サポーター（町田市廃棄物減量等推進員）」として委嘱され、前年度引き続きの方とあわせて委嘱数は230名になりました。任期は2022年3月までとなります。

ごみ減量サポーターとは、地域に密着し、ごみの減量と資源化への取組を推進していく「ごみ減量の市民リーダー」です。

家庭から排出されるごみの減量や資源化、ごみ出しマナーの向上を推進していくためには、地域住民のみなさまの協力が不可欠です。私どもとともに町田市のごみ減量と資源化に取り組んでいただき、地域のごみ減量と資源化を推進するパートナーとして、どうぞよろしくお願いいたします。

ごみ減量サポーターの役割

◆各地域住民に対する助言・啓発活動などを行う、「ごみの減量・資源化を推進する取組における地域のリーダー」

◆「ごみの減量」と「資源化」への取組を推進していくための地域と市とを結ぶ窓口

【主な活動内容】

- ◇ごみの分別及び適正な排出等に関する活動
- ◇ごみの資源化及び再利用の促進に関する活動
- ◇ごみの減量に関する地域住民への啓発活動

年間スケジュール

7月 委嘱書等の送付

10～11月 施設見学会
研修会12月 謝礼金支払手続
関係書類の提出
(書類は11月送付予定)

1月～3月 謝礼金の支払い

3月頃 活動報告書の提出
(報告書用紙は2月送付予定)

ごみ減量サポーター謝礼金について ～「謝礼金振込先確認書」提出のお願い～

ごみ減量サポーターの謝礼金は、ごみ減量サポーターの活動に対して支払われる謝礼です。基本的に、振込先はごみ減量サポーターご本人の口座になります（源泉徴収対象です）。ただし、本人からの委任により、本人以外が代理で受け取ることは可能です。

謝礼金を受け取る場合には、口座登録などのお手続きが必要となり、お受取方法や口座登録の有無などにより、お手続きに必要な書類が異なります。

皆様のご希望を確認させていただき、希望に合わせて必要な書類をご案内するために、「ごみ減量サポーター謝礼金の振込先確認書」のご提出をお願いいたします。

※事前確認書類になりますので、ご提出後でもご希望を変更することはできません。

【提出先】・町田市下小山田町3160
町田市環境資源部3R推進課
TEL：042-797-0530 FAX：042-797-5374

(郵送でご提出の場合は、お渡ししている返信用封筒をお使いください)

3Rとはごみを減らすための 3つのキーワード

Reduce (リデュース)
ごみを作らない

Reuse (リユース)
くり返し大切に使う

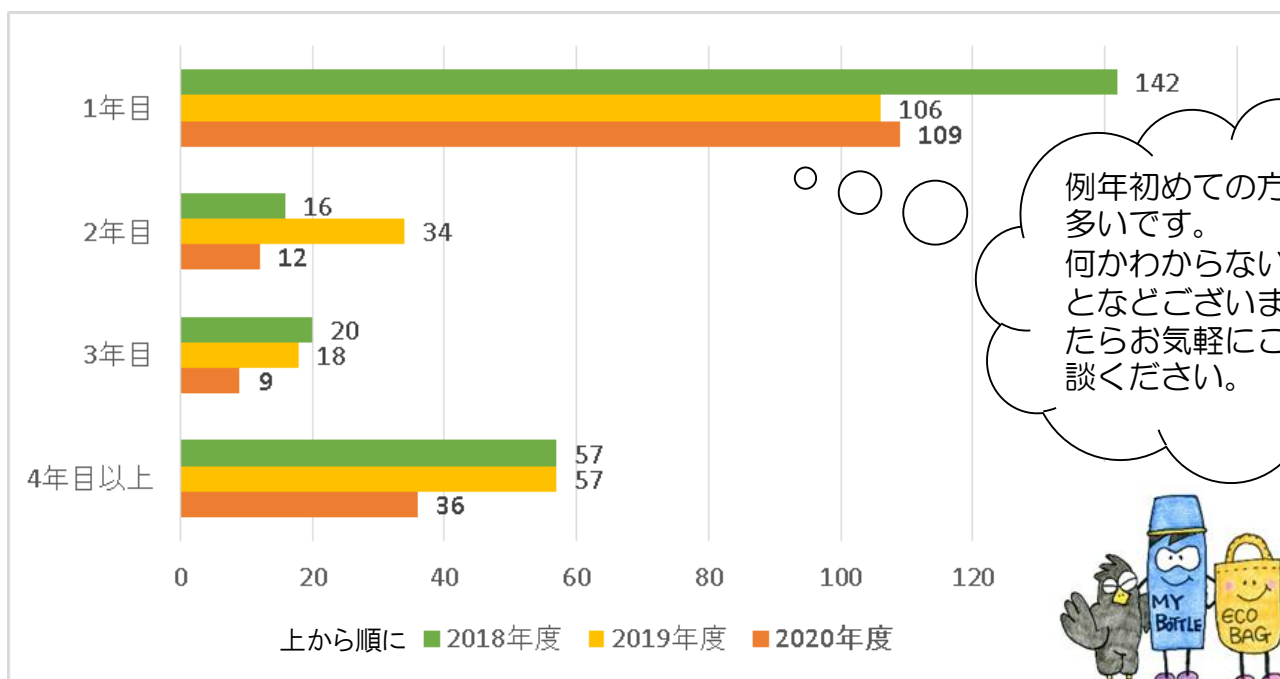
Recycle (リサイクル)
分けて資源にする

ごみ減量サポーターの活動や「サポーターニュース」へのお問い合わせについては、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>
町田市環境資源部3R推進課
TEL：042-797-0530
FAX：042-797-5374

「2020年度ごみ減量サポーター活動報告書」と「アンケート」特集！

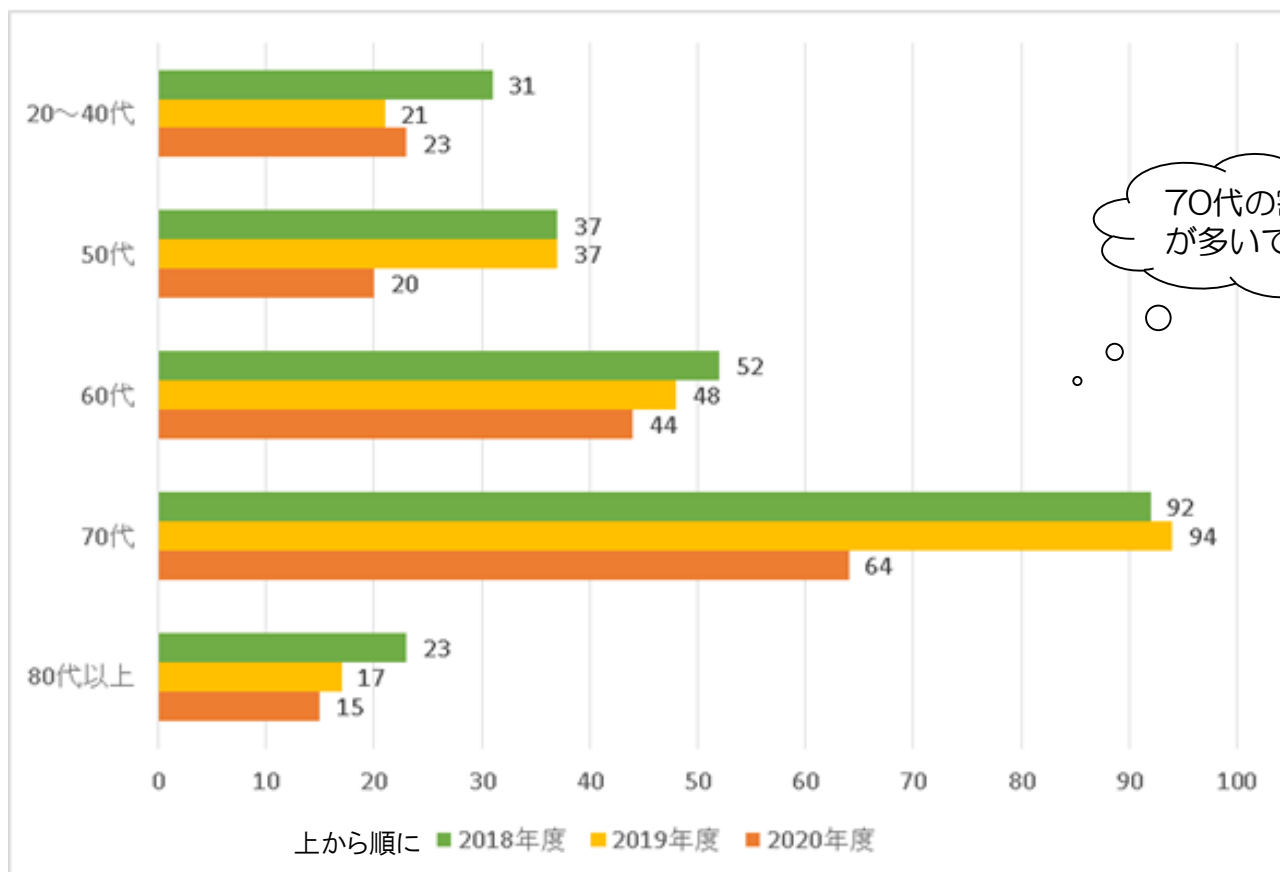
ごみ減量サポーターは何年目ですか？



例年初めての方が
多いです。
何かわからないこと
などございましたら
お気軽にご相談
ください。



年齢は？



70代の割合
が多いです。

町内会・自治会でこの1年間取り組まれた活動は何ですか？

1位 回覧・広報・報告活動 98名

2位 地域資源回収 90名

3位 特別収集(一斉清掃) 41名

上位3つは2013年度から7年間、同様の結果となりました。

コロナ禍で活動が思うようにできなかった方々が多くみられました。

市では様々な活動の支援を行っています。支援制度の詳細については、「“4コマ”×“まっぴ”で伝えるごみ減量3Rマップ」をご覧ください。



活動内容

※「2020年度ごみ減量サポーター活動報告書」から紹介します。

回覧・広報・報告活動

◆ごみの分別の徹底、雑紙の分別が不十分な物については、はじかれたものを写真に撮って掲示板に掲示し、意識向上を図りました。

◆家庭ごみの量がコロナ禍の中増えていたので、食品ロスを減らしてごみ減量に心がけるよう、自治会会報誌に掲載しました。

◆自治会の掲示板の一角に“ごみ減量のための掲示コーナー”を開設し、1、2月おきに掲示物を貼りかえました。市より配付された「4コマ×まっぴで伝えるごみ減量」の冊子や食品ロス講演会の内容などから抜粋して掲示をしました。

地域資源回収

◆地域資源回収を定期的に行っています。収集カレンダーを色紙に印刷し、3ヵ月毎に(年4回)全会員世帯へ配布して資源回収を呼びかけています。

◆子ども会と連携して地域資源回収を行っています。自治会・子ども会の皆様に回覧板等を通して資源回収の呼びかけや協力をお願いし、回収状況の報告を行っています。

◆資源倉庫を設置し、日常生活の中で資源を出してもらっています。清掃や整備作業を実施して、常にきちんと活用できるようにしています。

特別収集(一斉清掃)

◆町内会の地域清掃や倉庫の備品整理などを行いました。

◆週1回のペースで防犯パトロールを実施しており、その際、ごみの収集をあわせて実行しています。

◆近隣の公園の枯葉清掃やごみ集積所の掃き掃除をしました。

資源とごみの出前講座

◆町内会の環境委員を対象に開催しました。人数が多かったので密集を避ける為2部制とし、半数ずつ時間を分けて参加してもらいました。

資源持ち去り防止活動

◆集積所へ持ち去り防止活動のチラシを掲示し、防止活動を行っています。また、毎週28集積所の見廻りを行っています。

◆早朝や深夜に町内会域内を見廻り、道路上の放棄ごみの片づけ等を行いました。資源回収品の持ち去りに対する監視も行いました。

地域リサイクル広場

◆今年は「密」を避けるために、リユースなしで実施しました。

◆年3回開催しました。緊急事態宣言下は中止しましたが、秋から冬にかけ活動を再開し、資源を回収しました。

ごみ出し分別キャンペーン

◆収集できず残されたごみを分別して出したり、カラスに荒らされた後片付けをしました。町内会の協力を得てネットの張り直しを行い、カラス対策を施しました。コロナ禍でお弁当を買う機会が増えたためか、発泡スチロール等が多くなりごみが増えました。

独自に取り組んだこと・工夫したことは？

個人での取組

- ★コーヒーの飲んだ後のかすは乾かしたり、お茶がらや紅茶などはよく絞ってごみに出すようにしています。ペットボトル、プラの入れ物はなるべく買わないようにしています。
- ★ダンボールコンポスト講習会へ参加し、ダンボールコンポストを使って生ごみの減量に努めています。
- ★スーパー等で買い物をする際は、すぐに消費するものであれば賞味期限が早くきてしまう商品を購入しています。
- ★生ごみはできる限りコンポスターに入れていきます。また、紙ごみはリサイクルに出し、燃やせるごみには出さないようにしています。
- ★燃やせないごみとして廃棄していた、割れた食器をはじめ、家庭金物、ビデオテープ等をリサイクル広場へ積極的に持ち込みました。改めて、買い物の量を安いからと買い込んでいたのを反省し、大量買いをかなり控えています。

団体での取組

- ★段ボールや古本を資源ごみとして出す場合、ビニールひもでなく紙ひもで縛るようにとの文章とサンプルの紙ひもを全世帯に配布しました。
- ★パソコンを購入し、ミーティングルームに常設し、ペーパーレスや町田市公式ユーチューブチャンネル活用を図っています。
- ★毎月、資源回収量と補助金額を掲示しました。回収量を品目ごとにグラフにして掲示することで住民の関心を引くようにしました。
- ★マンションのごみ置き場に住民以外の方が廃棄していることがあり、理事会で話し合ってマンション専用であることを記入したプラスチックボードをつくり、ごみ置き場に設置しました。
- ★今年度からごみ集積所を網掛け方式からネットボックス方式に変更しました。使い勝手が良くなりました。
- ★自治会のたより（月1回）に必ず資源ごみの情報を載せるようにしています。

生ごみを減らしませんか？～生ごみ処理機等の購入費用を補助しています～

ご家庭から出た燃やせるごみの中の約4割は生ごみが占めています。生ごみは、普段の生活でどうしても発生してしまうものですが、生ごみ処理機やたい肥化容器、ダンボールコンポストなどを使って減らすことができます。

町田市では、ご家庭内での生ごみ処理を広め、ごみを減らすために、生ごみ処理機等を購入した費用の一部を補助する制度があります。

生ごみ処理機等を使って、生ごみ処理・ごみの減量をはじめませんか？

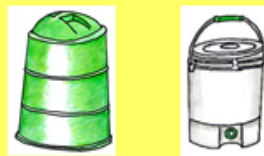


★対象となるもの

①生ごみ処理機



②たい肥化容器



③ダンボールコンポスト



- ※ 販売店・メーカーは問いませんが、新品で、直接民間業者から購入したものの。
- ※ ダンボールコンポストはセット（ダンボール箱、基材）販売のもの。
- ※ 種類によって、申請できる数量が異なりますので、詳しくはホームページ等でご確認ください。

★対象者

- ①生ごみ処理機等の購入日現在で、町田市に住所があり、購入した日から5年以上町田市に居住する予定の方
- ②購入した生ごみ処理機等を自家用として継続して適正に使用できる方

★申請時期

生ごみ処理機等を購入した日から、12か月（ダンボールコンポストは3ヶ月）を経過する日まで

★補助率と限度額

購入金額の1/2以内、2万円まで
※予算がなくなり次第、終了します。

制度の概要を詳しく知りたい方、
補助金申請書をダウンロードしたい方、
町田市ホームページをご覧ください。

